

生徒のレッスンにおける演奏につき音楽教室事業者の 音楽著作物の利用主体性を否定した事例 – 音楽教室事件最高裁判決

最一判令和4年10月24日 (令和3年(受)第1112号音楽教室における 著作物使用に関わる請求権不存在確認請求事件)

> 知的財産法研究会 弁護士・弁理士 **辻村 和彦**

第1 事案の概要

1 請求の概要

本件は、教室又は生徒の居宅において音楽の基本や楽器の演奏技術・歌唱技術を教授・指導する音楽教室を運営する被上告人ら(法人又は個人の音楽教室事業者)が、著作権管理事業者である上告人(JASRAC)に対して、音楽教室事業者が生徒との間で締結した音楽の教授及び演奏・歌唱技術の教授に係る契約に基づいて実施する教室又は生徒の居宅内でのレッスンにおいて、JASRACの管理著作物である楽曲が演奏又は歌唱(以下単に「演奏」という。)されることについて、著作権(演奏権)侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権等が存在しないことの確認を求めた事案である。

2 音楽教室事業者が演奏権を侵害しないことの確認を求めた演奏

音楽教室事業者が、演奏権を侵害しないことの確認を求めた演奏は、音楽教室でのレッスンにおける教師及び生徒の演奏と、生徒の居宅での個人教室のレッスンにおける教師及び生徒の演奏に大別され、それぞれの内容は以下のとおりである。

(1) 音楽教室でのレッスンにおける演奏

【レッスンが行われる場所】

各控訴人が設営した、教師並びに生徒及びその保護者以外の者の入室が許されない教室。 【レッスンの構成員】

生徒と担任教師が1対1の個人レッスンと複数名の生徒を1名の担任教師が指導するグループレッスンがあり、グループレッスンの場合でも、受講する生徒の人数は、通常3名ないし5名であり、最大でも10名である。特定の教師が、特定の生徒に対し、各生徒の特性や個性を把握して継続的に指導を行う。特別な事情がない限り、クラスにおいて教師が変更されることはない。

【演奏態様】

① 全レッスン(下記②及び③のレッスンを含む)共通の演奏態様

生徒が課題曲を初めて演奏する際等に、必要に応じて、生徒が演奏する前に、<u>教師</u>が一曲を 通して又は部分的に課題曲を演奏

課題曲を、当該曲の課題を含む<u>数小節ごとに区切って、</u>生徒が<u>教師に対して演奏</u>し(生徒の演奏の伴奏として教師が演奏する場合がある。)、

生徒の演奏を目の前で聞いた<u>教師</u>が、生徒に対する演奏上の課題及び注意を口頭で説明し、 必要に応じて当該部分の演奏の例を示し、

教師の指導を聞いた上で、<u>再度生徒が演奏</u>するということを繰り返し行った後に、一つ一つの課題を達成したかの確認のために、練<u>習してきた部分を(一曲を通して行うものではない。)、又は一曲通して生徒が演奏</u>する(生徒の演奏の<u>伴奏として</u>教師が演奏する場合がある。)という練習及び指導の過程で行われる、あらかじめ購入していた楽譜を使用しての<u>生徒及び</u>教師の演奏

- ② 市販のCD等の録音物の再生を行うレッスンにおける録音物の再生演奏 教師の伴奏の代わりに、生徒の演奏の合奏の相手とするために、授業の進捗や生徒の習熟 度、理解度に応じて、楽曲を1小節ないし数小節の単位で、又は一曲を通して、また音程、テ
 - ンポその他の要素を変えて行われる生徒が演奏する楽器のパートを含む全てのパートの演奏が 含まれた市販のCD等の録音物の再生演奏
- ③ マイナスワンの再生を行うレッスンにおける録音物(マイナスワン音源)の再生演奏 上記②の録音物が、生徒が演奏する楽器のパートのみを除いた合奏の演奏が録音されたCD 等である、同録音物(マイナスワン音源)の再生演奏
- (2) 生徒の居宅での個人教室のレッスンにおける演奏

【レッスンが行われる場所】

生徒の居宅かつ教師並びに生徒及びその保護者以外の者の入室が許されない場所。

【レッスンの構成員】

特定の教師が、特定の1名の生徒に対して、当該生徒の特性や個性を把握して継続的に指導を 行う。

【演奏態様】

上記(1)①と同様。

(3) 音楽教室事業者は、上記の演奏について、教師1名対生徒1名で行われるレッスンか否か、レッスンにおいて楽曲を一曲通して演奏することがあるか否か、連続して演奏される小節が2 又は3小節以上か、などによって区分して不法行為に基づく損害賠償請求権等が存在しないことの確認を求めている。

3 本稿で検討の対象

本件については、第1審の東京地判令和2年2月28日判時2519号95頁が、音楽教室でのレッスンにおける教師の演奏(録音物の再生演奏を含む)及び生徒の演奏のいずれについても音楽教室事業者を演奏権侵害の主体として認めている。一方で、控訴審の知財高判令和3年3月18日判時2519号73頁は、教師の演奏(録音物の再生演奏を含む)については音楽教室事業者を演奏権侵害の主体と認めたものの、生徒の演奏については音楽教室事業者を演奏権侵害の主体とは認めず、生徒の演奏についての判断が分かれていた。以上を受けて、本判決も、専ら生徒の演奏について、音楽教室事業者を演奏権の侵害主体とみることができるのかという点に絞って審理判断して